

## 平成29年度市川市民体育大会(旧社会人チャンピオンシップトーナメント)開催要綱

1. 主催 市川市サッカー協会
2. 日程 1回戦:11月5日(予備日 11月12日)  
2回戦:11月19日、26日(予備日 12月3日、10日)  
3回戦:12月17日、1月14日(予備日 1月21日、2月4日)  
準々決勝:2月11日  
準決勝:2月18日  
決勝戦・3位決定戦:2月25日
3. 会場 1回戦:国分川調節池多目的広場、江戸川河川敷サッカー場  
2回戦、3回戦:江戸川河川敷サッカー場  
準々決勝、決勝戦・3位決定戦:国府台スポーツセンター

### －大会要項－

1. 試合ルール 日本サッカー協会規定を適用する。
2. 試合時間 70分ゲームとする。(35 - 10 - 35)  
時間内で決定しない場合、即PK戦を行う。  
但し、準決勝・3位決定戦・決勝の試合のみ延長戦(10 - 10)を行う。  
PK戦は5人対5人で行い、それでも決しない場合は以降サドンデス方式とする。
3. 選手交代 交代選手7名まで登録可能とし、試合中は7名まで交代可能とする。
4. 試合成立人数 試合開始時に9名以上とする。
5. 試合球 公認球を各チーム持ち寄ること。
6. メンバー表の提出 試合開始30分前にマネージャーズミーティングを行い、会場チーフ・審判・対戦チームへ渡すこと。  
登録された正副2着を用意し、GK以外のチーム全員が同一のものを、またスネ当ても着用する。  
インナーシャツ及びスパッツ等はユニフォームと同色の物を着用すること。  
尚、半袖ユニフォーム着用の場合は、長袖インナーがユニフォームと同色であれば、個人で着用して可。  
防寒用タイツはチーム内で同色とする。
8. 審判員 4級審判員以上の資格を持った登録された者3名が行い、審判服は全員が必ず着用する。  
審判員は試合前に、審判登録カードを会場チーフに提示のこと。  
1回戦～3回戦は割当てられたチームが行うこと。  
尚、担当審判を放棄したチームは、翌年度のリーグ戦の勝ち点を減点6点とする。  
準々決勝以降は協会にて行う。
9. 試合の棄権 試合前日の土曜日午前9時までに当日の会場チーフ・審判・対戦チームに連絡すること。  
※棄権するチームが会場チーフ・担当審判が入っている場合は棄権したチームが必ず行うこと。
10. 会場チーフ 各会場にて割り当てられたチームが、会場チーフを行う。(準々決勝以降は1種委員会事務局が担当)  
チーフ報告書は、午後チーフが速やかに1種委員会事務局へFAX(047-338-1504)すること。  
尚、会場チーフを放棄したチームは、翌年度のリーグ戦の勝ち点を減点6点とする。
11. 競技方法 原則、出場チームは1部リーグ～3部リーグ全登録チームにてトーナメント方式で行う。  
1部リーグから上位8チームをAシード、その下位8チームをBシードとする  
その他のチームにて1回戦を行う。Aシードは3回戦から出場、Bシードは2回戦から出場とする。

### －罰則とその処置－

1. 出場の停止 退場者並びに、大会を通じて2回の警告を命じられた選手は、次のゲームの出場を停止させる。
2. 悪質行為 悪質な行為をしたチーム及び選手は、規律委員会で審査し運営委員会へ報告後、その処置を決める。
3. 未登録者の発覚 未登録者のプレーが発覚した場合は、その試合を5-0で相手チームの勝ちとする。  
尚、未登録者をプレーさせたチームは、翌年度のリーグ戦の勝点を減点9点とする。
4. 無届棄権 試合前日の土曜日午前9時までに連絡がないまま、試合当日に試合ができない場合は、無届棄権とする。  
(試合当日人数が9名に満たない場合も含む)  
尚、そのチームは翌年度のリーグ戦の勝点を減点9点とする。

### －その他注意事項－

1. 会場準備は第一試合の両チームで行い、後片付けは最終試合の両チームで行うこと。  
※会場準備・片付けの放棄をしたチームは、翌年度のリーグ戦の勝ち点を減点3点とする。
2. 試合の中止・延期は原則無いものとする。  
但し、大雪・大雨等の悪天候の場合は、協会および会場チーフの判断で中止・延期の決定をする。(延期の場合は次週ヘスライド。)
3. 会場チーフは、円滑な運営をする為に会場に於いて、試合を除くその他のことについての、あらゆる決定権を持つものとする。  
尚、その決定に従わないチーム・選手は、悪質な行為とみなし規律委員会にかけする事とする。
4. チーム間でユニフォームが決定しないときは、会場チーフがコイントスで決定する。各チームはこれに従うこと。  
この決定によりユニフォームが用意できないときは、この試合を(5-0)で相手チームの勝ちとする。
5. 上記に定めない事項やルールは、1種運営委員会の定める大会規定やリーグ運営(リーグ戦要綱参照)と同様とする。